

社会全体で子どもをいじめから守りましょう

保護者

子どもが安心して生活し、
学び、心身ともに健やかに
成長することが
できるようにします。

学 校

自分も他の人も
大切に子どもを育み、
いじめ防止に取り組みます。

子ども

自分も他の人も大切にし、
いじめで困ったときは、
相談します。

市民・地域社会

子どもを見守り、
子どもの社会性を
育みます。

市

子どもをいじめから
守るため、いじめ防止に
関する施策を推進します。

学校以外の 施設・団体

子どもをいじめから
守ることについて理解を深め、
いじめを見過ごさないよう
努めます。

関係機関

市・学校・保護者等と
連携して、いじめ防止に
取り組みます。

ひとりで悩まず相談しましょう

藤沢市いじめ相談ホットライン

▶土日祝日・年末年始は、お休みです

☎0466-25-2500 / 9:00～17:00

藤沢市学校教育相談センター

▶土曜日は、12時まで。日曜祝日・年末年始は、お休みです

☎0466-50-3550 / 9:00～17:00

藤沢市教育委員会教育指導課

▶土日祝日・年末年始は、お休みです

☎0466-50-3559 / 9:00～17:00

24時間子ども SOS ダイアル

▶24時間365日相談できます

☎0120-0-78310

神奈川県立総合教育センター

子どもの人権 110 番

▶土日祝日・年末年始は、お休みです

☎0120-007-110 / 8:30～17:15

法務省全国共通フリーダイヤル

藤沢市いじめ相談メール

▶24時間アクセスできます

藤沢市いじめ相談メール

検索

市のホームページからもアクセスできます



藤沢市 子どもを いじめから守る条例

いじめのない社会をめざして
いじめを許さない文化と風土をつくりましょう



藤沢市は、「藤沢市子どもをいじめから守る条例」を制定し、
市全体で力をあわせて、いじめをしない、させない、許さない
社会の実現をめざしています。

藤沢市 子どもをいじめから守る条例

平成27年4月1日施行

私たちは、いじめを許さない文化と風土をつくることを目標とし、いじめのない社会の実現を目指します。

子どもは、一人ひとりがかけがえのない存在であり、社会の宝、未来への希望です。私たちは、子どもの笑顔を守るため、すべての子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めなければなりません。

藤沢市市民憲章では、市民が郷土を愛し、市民の誰もが幸せに暮らすことができるまちにするため、「いつもだれにも親切にしましょう」などの守るべき規範を定めています。

すべての子どもは、個人として尊重され、幸せに暮らす権利があります。

私たちは、次代を担う子どもの最善の利益を図るため、いじめの背景にある様々な問題と正面から向き合い、子どもの人権を侵害するいじめを、しない、させない、許さない社会とすることを目指し、ここに、藤沢市子どもをいじめから守る条例を制定します。



用語解説

子ども

市内の学校（小学校、中学校、特別支援学校及び高等学校）に在籍する人だけでなく、前記の「学校」に在籍していない人で、満18歳に達した後の最初の3月31日までの人すべてをいいます。

用語解説

いじめ

対象となった子どもが、心身の苦痛を感じているものだけでなく、「当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるもの」もいいます。

用語解説

学校以外の施設

第2条（3）に規定する「学校」以外の子どもが在籍する施設及び団体のすべてをいいます。（幼稚園、保育施設、放課後児童クラブ、子ども会、文化及びスポーツ団体等）

目 的

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）の趣旨を踏まえ、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」といいます。）のための対策を総合的かつ効果的に推進し、子どもをいじめから守るため、いじめの防止等に係る基本理念、市、学校及び保護者の責務並びに学校以外の施設、市民及び関係機関の役割を明らかにし、いじめの防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境を整えることを目的とします。

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- （1） **子ども** 学校に在籍する児童又は生徒及び学校に在籍していない者であって、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものをいいます。
- （2） **いじめ** 子どもに対して、当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの又は当該行為に気づいたときに心身の苦痛を感じるものをいいます。
- （3） **学校** この市の区域内に存する小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいいます。
- （4） **保護者** 親権を行う者、未成年後見人その他子どもを現に監護する者をいいます。
- （5） **学校以外の施設** この市の区域内に存する、子どもが在籍する学校以外の施設又は団体をいいます。
- （6） **市民** 市内に居住する者、通勤する者及び通学する者並びに市内で事業活動を行う個人、企業及び団体をいいます。
- （7） **関係機関** 児童相談所、法務局又は地方法務局、警察、医療機関その他子どものいじめの防止等に係る機関及び団体をいいます。

基本理念

第3条 いじめは、子どもの人権を侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼす絶対に許されない行為であり、社会の中の様々な問題がいじめを生じさせる背景となり得ることから、市、学校、保護者、学校以外の施設、市民及び関係機関は、それぞれの責務及び役割に基づき、主体的に、かつ、相互に連携して、いじめのない社会を目指します。

子どもの心がけ

第4条 子どもは、次のことを心がけましょう。

- （1） 自分を大切にしましょう。
- （2） 他の人を思いやり、大切にしましょう。
- （3） いじめを受けたとき、又はいじめを見たり聞いたりしたときは、一人で悩まずに、家族、友だち、学校、市、関係機関等に相談しましょう。

市の責務

- 第5条 市は、子どもの最善の利益を図るため、いじめの防止等に関する施策を積極的に推進するものとし、
- 2 市は、社会の中の様々な問題がいじめを生じさせる背景となり得ることから、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう、いじめを生じさせる問題の解決に向け、社会全体への意識啓発を図るとともに環境の整備に努めるものとし、
 - 3 市は、いじめの防止等に関する施策について、国、神奈川県及び関係機関と協力し、積極的に推進するものとし、
 - 4 市は、法第12条に定める地方いじめ防止基本方針を教育委員会において策定するとともに、市が設置する学校におけるいじめの防止等の対策を推進するものとし、
 - 5 市は、学校（市が設置する学校を除きます。）及び学校以外の施設に対して、いじめの防止等に関する施策が確実かつ適切に実施されるよう、必要な情報交換及び協力を求めることができるものとし、
 - 6 市は、この条例の目的を達するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとし、

学校の責務

- 第6条 学校は、法第13条に規定する各学校で定める学校いじめ防止基本方針に基づき、教育活動を通して、自分や他の人を大切にし、ともに学び、ともに育つ子どもを育成するものとし、
- 2 学校は、市、保護者、学校以外の施設、市民及び関係機関と連携し、いじめの防止等に取り組むとともに、当該学校に在籍する子どもがいじめを受けている、又はいじめを行っていると思われるときは、適切かつ迅速に対処するものとし、
 - 3 学校は、前項の規定に基づき対処し、いじめがなくなったと思われる後においても、子どもが安心して学校に通うことができるよう取り組むものとし、

保護者の責務等

- 第7条 保護者は、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう努めるものとし、
- 2 保護者は、子どもに対して、いじめが決して許されない行為であることを十分に理解させるよう努めるものとし、
 - 3 保護者は、子どもの変化を見逃さず、良き相談相手となるよう努めるものとし、
 - 4 保護者は、子どもがいじめを受け、若しくは行っているとき又はそれらの疑いがあると思われるときは、市、学校、学校以外の施設又は関係機関へ相談することができます。

学校以外の施設の役割

第8条 学校以外の施設は、子どもをいじめから守ることについて理解を深め、いじめを見過ごさないよう努めるとともに、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに努めるものとし、

市民の役割

- 第9条 市民は、地域社会において、子どもを見守り、声かけを行う等、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができる環境づくりに取り組み、子どもが地域の人々との関わりの中で、社会性を育めるよう努めるものとし、
- 2 市民は、いじめ及びいじめの疑いがある行動を見聞きしたときは、市、学校、保護者、学校以外の施設又は関係機関へ情報を提供するよう努めるものとし、

関係機関の役割

第10条 関係機関は、子どもが安心して生活し、学び、心身ともに健やかに成長することができるよう、市、学校、保護者、学校以外の施設及び市民と連携し、いじめの防止等に関する施策に協力するよう努めるものとし、

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行します。

ポイント 1

子どもたちに、常に心がけてほしいこととして、自分を大切にするとともに、他の人を思いやり、大切にすること、いじめを受けたとき、いじめを見聞きしたときは、一人で悩まずに相談することなどを規定しています。

ポイント 2

市は、子どもをいじめから守る施策を実行するとともに、社会における様々な問題がいじめを生じさせる要因となることから、社会全体への意識啓発を図るなど、子どもが健やかに暮らすことができる環境の整備に努めます。

ポイント 3

学校は、自分や他の人を大切にし、ともに学び、ともに育つ子どもを育成するとともに、子どもがいじめを受けているときなどは、適切かつ迅速に対処し、いじめで苦しむ子どもがなくなるよう取り組みます。

ポイント 4

保護者は、子どもに一番近い立場の大人として、子どもに対して、いじめが決して許されない行為であることを理解させるよう努めるとともに、子どもの変化を見逃さないよう努める必要があります。

ポイント 5

学校以外の施設・団体、市民は、地域社会において、子どもが健やかに暮らすことができるよう、それぞれがその担い手として、子どもを見守ります。子どもたち一人ひとりの変化などに気を配り、関心を持ち続けることがもっとも大切です。

